

<2021年度 第2回定例研究会／オンライン開催>

## 子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの動向と 相談機関の役割

講演：安部 計彦（西南学院大学人間科学部教授）

日 時：2021年7月27日(火) 18時～19時30分

2021年度第2回研究会は、西南学院大学人間科学部教授の安部計彦氏による子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの動向と相談機関の役割についての講演会を実施した。安部氏は、現職への着任以前、北九州市の児童相談所に約20年勤務され、子どもの福祉的な相談業務に数多く関わり、その経験もふまえ虐待への関わりについての研究・報告を行っている。今回の講演では、上記の演題について、子ども家庭福祉における相談対応の現状、そしてソーシャルワークの視点をとりいれた資質向上と資格創設の動き、についてわかりやすく紹介していただいた。本稿はその概要である。

はじめに、現状の理解のため、虐待対応からみた子ども家庭相談の経緯と相談機関についての説明があった。当初は、児童への禁止行為を規定する目的の児童虐待防止法（1933年）があり、1947年に要保護児童対策と子どもの健全育成を目的とした児童福祉法へ移行され、それに伴い児童相談所の体制が制定された。そして、2000年に児童虐待の防止等に関する法律が制定され、虐待対応についての相談機関の整備がなされるようになった。相談対応を行う機関としては、児童相談所、家庭児童相談室、市区町村、児童家庭支援センター、地域子育て支援センター、があり、それぞれの役割や設置の背景の違いについて説明がなされた。

つぎに、子ども家庭相談の最近の大きな動向として、子ども虐待に対して、早期発見・早期対応から予防をいかにこなっていくか、についてその変化の流れについて説明があった。子ども虐待の予防については、ポピュレーションアプローチを基本とした、全ての子どもを対象にした支援から、個別の支援、虐待の危険性に配慮したハイリスクアプローチへとすすめる支援が求められるようになってきている。それにあわせ、2018年に児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議では、児童虐待防止対策体制総合強化プランとして児相の体制強化、児相の専門性の強化、市区町村の体制強化、市町村の専門性の強化、があがっている。そのなかでも、市区町村の強化として、市区町村に設置される、市区町村子ども家庭総合支援拠点の役割を検討していくことの重要性をあげていた。市区町村子ども家庭総合支援拠点は、対象として、すべての子どもとその家庭及び妊産婦などをあげ、業務範囲として、子ども家庭支援に関する実情の把握、必要な調査、子ども等に関する相談全般、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応、訪問などによる継続的なソーシャルワーク業務、がある。その目的として、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを

中心とした機能を担う拠点となっていくことが、先の強化プランでは明示されている。これは、国が、市区町村の子ども家庭支援にソーシャルワーク力をもとめていることを意味しているとしていた。ソーシャルワーク力があることは、切れ目のない複数の機関の関わり（図1参照）を可能とし、また虐待の危険度が少ないものの保護者との関わりが弱い家庭への支援（図2の空欄の部分にあたる）について専門性をもって関わることを可能とする、ことが考えられている。そして、その役割をどのように確保していくかについて、市区町村の職員の量的確保や質的確保への対策も重要であるが、それに加え更なる資質向上のために資格創設の動きがでてきていると意見をのべていた。これは、先のポピュレーションアプローチとしての対応、間口は広くとりながら、専門性をもつ職員の配置をおこなっていきいたいと考えていることが背景にあるためとしていた。

子育て支援の見取図（マトリクス：安部案：2017年2月19日）

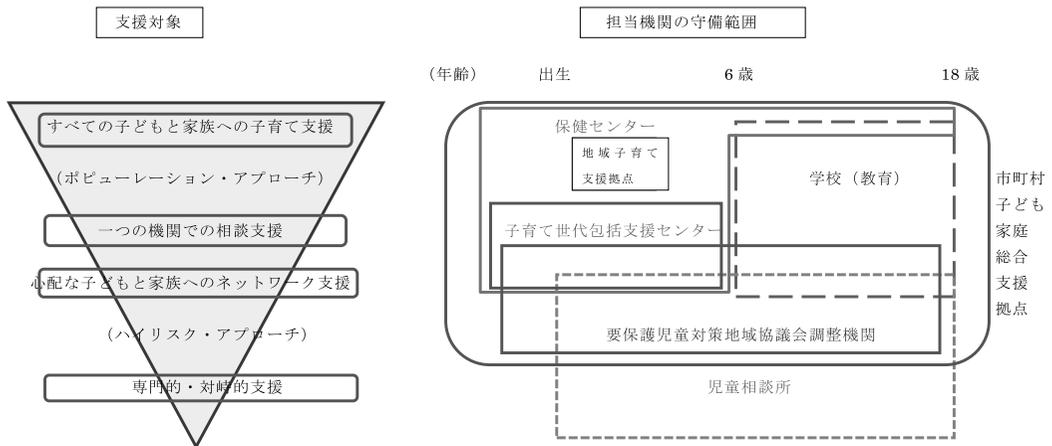


図1

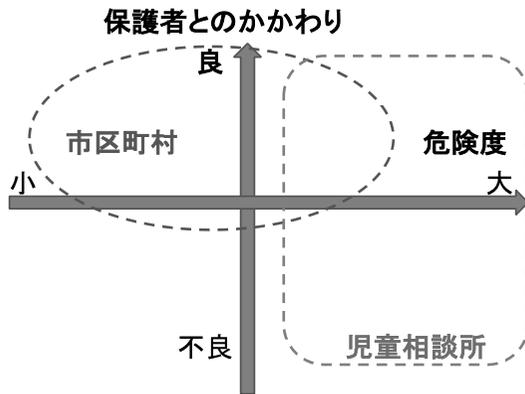


図2

以上をふまえ、子ども家庭相談に関する資質の向上、新資格創設の動きについての説明があった。市町村子ども家庭相談職員に求められる資質については、1つ目に先にあげたソーシャルワーク力、2つ目に子どもと家族に関する専門知識、をあげていた。ソーシャルワーク力は、虐待のリスクアセスメントと家族の抱えるニーズのアセスメント、他職種連携を作るネットワーク力、ケース支援のマネジメント力、のことをさす。子どもと家族に関する専門知識としては、子どもの心身の発達、子どもと親の精神保健、家族システム、などになる。子ども家庭相談支援員、虐待対応専門員の両者ともこれまでの既存の資格に基づいた任用要件はあるが、いずれの資格も、ソーシャルワーク力あるいは子どもと家族に関する専門知識の両方についての素養をもつことは想定されており、今後の動きにあわせた子どもに関する広い範囲の相談をうけながら専門性をともなった対応をしていく資質をどう涵養していくかについての問題がある。その解決策として新資格創設、子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの資格創設、の動きがある。新資格は、子ども家庭福祉分野の専門性を共通に担保する、現場で支援に従事する職員の意欲や専門性の向上、幅広い活躍の場がある、学生や既に現場で働いている社会人等、多様な人材が所得できる、既存の資格との関係に留意した制度設計にする、などを基本的な考え方としている。資格所得については、4年生の大学を利用したルートと社会人を対象としたルートが検討されており、2022年の国会で児童福祉法の改定案として提出される予定であることについて説明があった。

今後、求められる子ども家庭相談機関としては、福岡市の児童家庭支援センターでは、夜間・週末の相談が全体の6割を占めていること、2000年以前の児童相談所では不登校への対応にあたって、週1回1時間程度でいねいに関わることを3ヶ月程度継続することで子どもと親の支援になっていた経験、をふまえ、身近で気軽に相談ができる機関、継続的な相談や治療の場の提供の必要性、をあげていた。公的な相談機関では、相談時間が平日・昼間に限定され、利用者が相談をしたいときに相談がしづらい、虐待対応や重症事例に追われるためリスクの低い相談への対応のおくれや継続支援の困難さがある、ため、とくに児童家庭相談支援センターなどには、先にあげたような役割についての期待があることをあげていた。

最後にまとめとして、虐待対応の「早期発見・早期対応」から「虐待予防」への流れ、実際としては要支援レベルでの個別支援による虐待予防、それをささえるものとして、自発的な継続的相談ができる場所や担当する人材の資質担保のための新資格についての議論の必要性を強調して報告を終えた。

（研究会報告担当者：城野 匡）